

令和2年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和2年9月4日(金)

令和2年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月4日(金) 開会 午前10時00分
散会 午後 1時33分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 岸知之

令和2年第3回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 認定案第 1号 令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 2号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 3号 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 4号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 5号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 6号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 7号 令和元年度東栄町医療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 8号 令和元年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 9号 令和元年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定案第 10号 令和元年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定案第 11号 令和元年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定案第 12号 令和元年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定案第 13号 令和元年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議案第 46号 東栄町環境保全条例の制定について
- 日程第 20 議案第 47号 東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 48号 東栄町土地利用調整条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 49号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 50号 東栄町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 2 4 議 案第 5 1 号 令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 5 議 案第 5 2 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議 案第 5 3 号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第 2 7 同意案第 5 号 東栄町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 報 告第 6 号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について

開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『令和2年第3回東栄町議会定例会』を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配付した日程のとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、「3番山本典式君」、「7番伊藤紋次君」の2名を指名します

会期の決定

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を、議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長

議会事務局長（亀山和正君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和2年第3回東栄町議会定例会。会期日程は12日間でございます。9月4日金曜日午前10時本会議。開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・行政報告・町長提出議案大綱説明・議案上程・委員会付託、9月5日土曜日休会、9月6日日曜日休会、9月7日月曜日午前10時本会議、一般質問。9月8日火曜日、午前10時決算特別委員会、付託案件審査。9月9日水曜日休会、9月10日木曜日休会、9月11日金曜日、午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。午後1時、文教福祉委員会、付託案件審査。9月12日土曜日休会、9月13日日曜日休会、9月14日月曜日休会、9月15日火曜日、午前10時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月15日までの12日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（原田安生君）

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番、議会運営委員長。

3番（山本典式君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る、8月17日及び8月28日の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。8月17日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長。8月28日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は、副町長と総務課長でした。令和2年第3回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりであります。会期は本日から9月15日までの12日間でございます。付議事件につきましては、認定案13件、議案8件、同意案件1件、報告1件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、決算特別委員会及び常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり、9月7日月曜日午前10時より開催いたします。続いて、陳情書等の関係ですが、お手元にお配りしました「陳情・請願等一覧表」のとおり、陳情3件、要望1件について、個別に審査いたしました。審査の結果、受理番号12番は「総務経済委員会」に、受理番号10番、13番は「文教福祉委員会」に付託し、受理番号11番につきましては「議長預かり」といたしました。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。最後になりますが、令和2年第3回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和2年第3回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたしま

す。令和2年第2回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸般の報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目とおしをお願いいたします。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から6月25日に5月分、7月29日に6月分、8月25日に7月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告・町長大綱説明

議長（原田安生君）

次に、日程第4、『行政報告』及び日程第5、『町長提出議案大綱説明』を行います。町長から、行政報告と本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

改めまして、おはようございます。本日は、9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、公私にわたり大変ご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。さて新型コロナウイルス感染症については、段階的な社会経済活動等の再開に伴い、首都圏をはじめ全国各地において感染が急増し、第二波の到来が懸念されたところでございます。愛知県におきましては、新規感染者の発生する頻度が高くなり、感染拡大の波が名古屋市を中心に各地に押し寄せてきている状況から、オール愛知で大きな波を乗り越えていくために8月5日に緊急事態宣言を発令し、協力を呼び掛け、24日に緊急事態宣言が解除されたところでございます。県内の感染者数は8月29日現在で4,462人となっています。ご存知のように東三河地域においては、都市部を中心に感染者が出ておりますが、北設においては設楽町と豊根村においては役場職員に感染者が出たところでございます。東三河広域連合の構成市町村として、「地域医療を守る、東三河地域に無症状・軽症患者のための宿泊療養施設の確保」を8月7日に愛知県知事に要望いたしましたところでございます。また、「地域公共交通確保維持への支援について」国、県に対して、東三河地域公共交通事業者と市町村との合同で新型コロナウイルス感染症の影響や新しい生活様式の実践に伴う営業収益減少への財政措置のお願いをしていく予定であります。本日豊橋市において、国、県に要望をする活動が行われます。町においてはこれまでの間、イベント行事中止・延期、小中学校の休止、飲食店をはじめとする事業者への休業要請及び感染症対策としての新しい生活様式の周知徹底などを町民の皆さまにご理解とご協力を得て実施をまいりました。幸いにもまだ感染

者を出すこともなくここまで来ておるところでございます。今後も引き続き、町民の皆さまの安全、安心の確保に全力で取り組むとともに、地域経済の回復への支援を行ってまいりたいと考えております。ご承知のように新聞紙上にも出ましたので国の新型コロナウイルス感染症対策予算、特別定額給付金につきましては、予算化の上で対応してきたところでございます。先ず特別定額給付金は1人当たり10万円、対象世帯1431世帯、3101人に総額3億1千10万円を7月30日までに全ての対象者に支給して完了をしております。地方創生臨時交付金については、第1次交付分は6月補正予算において計上しております。経済対策としての休業要請協力金や継続応援金、持続化給付金、そして現在販売しておりますプレミアム商品券発行事業などを行っております。また、医療センター感染症対策機材の購入だったり、GIGAスクール構想、1人1台端末、小中学校給食費無償化などの事業を現在も行っているところがございます。第2次交付分につきましては、1日の議会全員協議会において説明させていただいたところがございますが、今9月議会において補正予算対応、12月議会での対応となるものがございますのでよろしくお願いしたいと思います。長く続いた梅雨空は例年より11日も遅れて、8月1日ようやく梅雨明けを迎えましたが、梅雨の期間も約2か月間続き、雨量も多い結果となりました。停滞した梅雨前線の影響に伴いまして7月豪雨は、全国各地で河川の氾濫や浸水、土砂崩れのほか、橋梁の流出だったり、道路、水道及び交通網の寸断などをもたらしました。特に熊本県では大規模な河川の氾濫により多くの尊い人命が失われました。亡くなられた皆様に対しまして、衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。東栄町においては、6月30日、7月1日の2日間に降った雨で、倒木や林道の法面崩土がありました。特に皆さんにご迷惑をおかけしました水道水の濁りにつきましては、上流の豊根方面でのゲリラ豪雨によりまして、今までにはなかった大千瀬川源流の恐ろしいほどの濁りが発生したところがございます。こうしたことの対応については、しっかりと今後検討してまいります。続いて7月5日、6日、7日の豪雨でございます。多数の箇所です砂崩れが発生しました、特に県道の路肩崩壊、陥没、現在も一部大型車両通行止めとなっておりますが、そして林道の土砂崩れなど、足込の治山工事箇所も新たに土砂崩れが発生するなど被害がございました。倒木箇所も数カ所発生しております。特に大きな災害につきましては、今後災害査定を受けて予算対応することとなっております。これから秋に向けて本格的な台風シーズンとなりますことから、一日も早い復旧が図られるよう、県との連携を強化して、検証し、今後の災害対策に万全を期してまいりたいと思っております。特に先ほどお話ししました水道につきましては、抜本的な対策をする必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、お時間をいただきまして行政報告、6月議会定例会以降の町政の取り組みについておはなしをさせていただき、引き続き、本日ご提案いたします議案等の提案理由をさせていただきます。まず、最初に、本年度も愛知県への総合要望活動を町と東栄町議会、正副議長、常任委員長さんとともに8月24日に地元の峰野県議にもご同行いただき、知事、副知事はじめ関係局へ、愛知県の施策・取り組みに対する東栄町からの要請をさせていただいたところがございます。また、愛知県議会へも同様に要望をいたしたところがございます。特に地域医療、保健福祉を支える体制整備につきましては、所管の保健医療局長、技監等に東栄医療センターの現状をお話しさせていただき、自治医大卒の医師派遣、へき地看護師の就労、新たな医療施設整備に対する補助等の拡充を要望してまいりました。また、愛知県山村振興ビジョン2020に北設楽郡の医療確保につ

いて、引き続き支援いただけるよう明確な記述をお願いしてまいりました。そのほかには、農林基盤局には林業振興、農業水産局には鳥獣害対策、総務局においては移住定住、公共交通、情報通信基盤整備、過疎対策、防災安全局につきましては消防・防災・減災への要望をしてまいりました。各局とも局長及び部長はじめ幹部の方々に丁寧にご対応をいただき、要望に対する回答をいただいたところでございます。今後もいろいろな機会を通じて、国・県への要望活動を行ってまいります。各議員の皆様にも、それぞれのお立場で東栄町のために、ご尽力いただきたいというふうに思います。建設局においては、特に道路等の基盤整備につきましては重要でございますので、建設局に対しまして道路等基盤整備に関する要望書として個別に作成し、国道473号の月バイパス、国道151号布川から栗代への県道八橋中設楽線、御園浦川停車場線、急傾斜地の三輪山の上田地区、砂防では振草の釜沢を重点要望させていただいたところでございます。また、今年はコロナ禍の影響もありますが、今後も10月11日と国交省はじめ中部整備局等への要望、愛知県議会建設委員会への要望も今後予定されていますので、その場で現状を報告し個別の要望をさせていただく予定となっております。特に三遠南信自動車道も順調に工事が進んでおります。東三河縦貫道北設井桁道路についても、しっかりと要望してまいりたいというふうに思います。また、特に国、国土交通省、財務省、中部整備局などへは、三遠南信地域と東三河地域での合同での要望会もでございます。参加をさせていただき要望活動を行っているところでございます。国の来年度の予算編成ですが、コロナ禍の影響などから政令を改正し各省庁の要求を1か月遅らせて9月30日としておるところでございます。概算要求の段階で予算額は決めずに、要求額は前年度同額とすることとなっております。また、ご存じのように突然の安倍総理大臣の辞任の発表もありましたので、今後の情勢をしっかりと把握し、情報収集に努め、財源確保等を図らなければならないと考えております。それぞれのお立場で是非ご協力をお願いしたいと思っております。山村問題懇談会もコロナ禍の影響で開催が危ぶまれましたが、7月29日に岡崎市額田センター「こもれびかん」で開催されました。三河山間地域の我々首長と大村愛知県知事はじめ県幹部、山村離島振興連盟の愛知県議会議員の皆様にもご出席いただきまして、県が今策定をしております「次期あいち山村振興ビジョンについて」をテーマに意見交換をさせていただきました。知事からは、「愛知らしい実効性のある次期あいち山村振興ビジョンをつくり、市町村の皆さんと協力して、山里の未来をつくりたい」とのご発言をいただいたところでございます。北設楽郡の抱える課題としては、都市部との情報の格差だったり、公共交通の問題などがあげられますが、その他多くの項目について、県との意見交換をさせていただいたところでございます。次に7月27日、28日、30日に行政報告会を開催しました。出席者は役場職員を含めて210名という結果でございます。報告事項は、ご承知のように、医療センター、保健福祉センターの基本設計の中間報告、町防災行政無線Sアラートアプリシステム導入について、第6次総合計画後期計画策定について、新型コロナウイルス感染症の経済対策について、その他について報告させていただいたところでございます。基本設計に対するご意見等は、現在整理をしておりますが、参考になるものは今月中に参考にさせていただき基本設計案をとりまとめてまいりたいと考えています。今後もコロナ禍を考慮しながら、基本設計を含めて丁寧に住民説明させていただくような機会を作りたいと考えております。第6次東栄町総合計画の後期計画の策定におきましては、第1回東栄町総合計画推進会議を6月18日に開催し、前期計画を振り返り、また策定に向けた住民意識調査の結果や2019年の実績値

について、委員からご意見をいただき、後期計画の方針案、骨子案について、了解をいただいたところでございます。今後は、外部評価を2回開催し、各種団体へのヒアリング等も行います。また、まちづくりミーティングも住民参加で2回開催する予定でございます。策定作業は、以前お配りしたスケジュールに沿って進めてまいります。第2回の総合計画推進会議は10月に開催する予定となっております。7月19日に北設楽郡医療等に関する協議会を開催し、令和元年度の事業実績及び決算を認定していただきました。また、令和2年度の事業計画及び予算もご承認いただいたところでございます。2年度の北設楽郡内の診療体制等については、新城市民病院の協力をいただいております。特に入院施設を持っている東栄医療センターは、当直医、日直医を含め新城市民病院の医師や他の医師の協力をいただかなければ病床運営ができない状況にあることを是非ご理解いただきたいと思います。東栄医療センター等の基本設計中間報告についても情報提供させていただき、皆さんと意見交換を行ったところでございます。全世帯を対象に5年に1度実施する国勢調査がこの14日から始まります。1920年から実施しております国勢調査ですが100年の節目となりますが、全国的に新型コロナウイルス感染症により、調査員の確保が困難な状況であります。本町においてはご理解いただき、お願いができました。皆さんには調査の重要性をご理解いただき、調査にご協力をお願いしたいと思います。次に今年の防災訓練ですが、コロナ禍の影響もありまして、9月1日に安全行動訓練、シェイクアウト訓練を防災行政無線で呼び掛けて実施したところでございます。9月5日には役場災害対策本部と自主防災会との無線通信訓練、IP無線による無線交信訓練のみを行う予定となっております。一部自主防災会では訓練を行う地区があるというふうに聞いております。次に職員研修ですが、7月20日に主事級以下48名、新規採用から8年目までの職員を対象に研修会を開催させていただきました。私が講師となって、「公務員の基本を考える」をテーマに約1時間の講話をさせていただきました。今後も機会をつくって、職員研修を開催してまいりたいと考えております。今年から新たに取り組んでいくこととしております組織分析ですが、8月17日に人材分析に係る管理者の課長級の研修会を開催しました。10月には管理職以外の職員を対象に研修会を行う予定となっております。組織分析の導入により、心身ともに健康的に働ける職場づくりと近年の働き方改革の流れや町外からの職員の定着など、一人一人の能力と役場組織力の向上を目指すものであります。さらには個々の面談や相談にも対応してまいります。6月議会の折にお話をさせていただきましたが、75歳以上の高齢運転者の運転免許更新時に必要な認知症機能検査を9月1日から東栄町役場で実施できるよう準備を進めてまいりましたが、東栄町、豊根村と愛知県警察とで、8月31日に「認知症機能検査の委託に関する契約」の締結式を行いました。今までは、豊川自動車学校または設楽警察署においては6月1日からですが、実施をしておりましたが、9月からは役場で受けることが可能となりますので、お願いをいたします。次に観光まちづくり協会ですが、コロナ緊急事態宣言により第3回通常総会を中止とし、6月30日に臨時総会として開催する予定でしたが、大雨警報が発令されたため急きょ中止となり、協会規約第25条により書面評決を行い、全ての議案の承認をいただきました。8月4日には協会理事会を開催し、新らし理事及び新規採用職員を紹介させていただきました。4月から7月までの業務報告をさせていただきました。特にコロナ禍の影響もありまして4月、5月は、ナオリの体験者は一桁でありましたが、6月からはコロナ対策には十分配慮して実施しております。順調に体験者は増えておるとい状況です。8月には100人を超えて

きました。また、新型コロナによる影響で、町内イベント等が中止となり来訪の機会が失われているため、先だっても全協でも東栄町オンライン配信チャンネル「おうちで！東栄町の時間」によりまして、イベントに頼らない情報発信に努め、東栄町の魅力を発信していくということになっております。協会会員は4月1日現在で153名となっておりますが、現在も会員募集を行っていますので、会員勧誘にお願いしたいと思います。次に、東栄町空家等適正管理条例に基づきます、「空き家等対策計画」を策定いたします。空家対策協議会を設置し、協議のうえで計画書、判定基準などの承認をいただくこととなります。10月には協議会を開催する予定となっております。令和2年度の空き家の状況でございますが、8月31日現在での交渉物件は賃貸が4件、売買が11件の計15件となっております。紹介できる空き家物件が非常に少なくなってきました。近くに物件等がございましたら是非ご紹介をお願いしたいと思います。第2期東栄町子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度に基づきまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談・支援体制強化のため、子育て支援センターに「子育て世代包括支援センター」を10月1日から開設をいたします。これは国の法律に定めるところによりよろしくお願ひしたいと思います。9月にいつも開催しております敬老会ですが、コロナ禍の影響もありまして、各地区とも中止の報告をいただいております。国民健康保険運営協議会を7月2日に開催しました。一昨年4月の制度改正によりまして始まりました都道府県単位による国民健康保険の財政運営が本年で3年目を迎えました。昨年度の町の国保加入状況、医療費の状況などの現状を報告させていただき、令和2年度の国保料率の承認をいただきました。保険料率は告示をさせていただき、町のホームページ等で公表し、8月には既に本算定納入通知書を発送したところでございます。次に東栄町環境保全条例、再生可能エネルギー発電施設の設置と生活環境等の保全と調和に関する条例の制定と土地利用調整条例、産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の改正については、9月1日の議会全員協議会でご説明をさせていただいた通りでございます。本議会に条例案を上程しておりますので、よろしくお願ひをいたします。次に農業委員の任期満了に伴い、新しい農業委員7名の方に7月27日に委嘱状を交付させていただきました。任期は7月27日から令和5年7月26日までの3年間でございます。6月議会で研修の予算もお認めいただきましたので、就任後、研修会を既に2回開催しております。とうえい温泉と健康の館でございますが、これもコロナウイルス関係で説明させていただきましたが、利用者の新型コロナウイルス感染を予防するために、販売券、レジをキャッシュレス対応とするための補正予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。道路関係は、先ほど愛知県への重点要望をさせていただいたことは報告させていただいたところでございますが、1日の議会全員協議会で説明をさせていただきました林業センター前の土地につきましては、今後、月パイパスのトンネル工事での掘削発生土を入れる予定であります。県にもご承諾いただき、当分の間、三遠南信自動車建設に伴う発生土の仮置き場として使用することとなりましたので、よろしくお願ひいたします。簡易水道、下水道、農業集落排水事業についての3事業は、国の定めによりまして、2023年度までに公営企業会計への移行をしなければならないために本年度予算をお認めいただきましたので、公営企業化業務の委託を発注させていただいたところでございます。しっかりと会計適用への準備を今後進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。小中学校においては、

新型コロナウイルス感染症や、7月の異常気象の影響で大雨警報もたびたび発令され、臨時休校が続いたところでございます。そして、ご承知のように夏休みも短縮となるなど、今年は大変な学校運営を余儀なくされておるところでございます。コロナ禍の影響は長期化が予想され、その対応が必要であると思っております。持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及び拡大リスクを可能な限り低減し、学校運営を継続しなければなりません。そのための対応が必要でございます。国の新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金等をうまく活用しながら先程お話しさせていただきましたGIGAスクール構想の強化を図り、新たな時代に沿った教育の実現も必要であります。予算化のうえで現在進めているところでございますが、感染予防のために、学校内での地道な取り組みもしっかりとやっていかなければならないと考えておりますのでよろしくお願いいたします。学校行事も、慎重に検討をいただいているところでございますが、ご案内のとおり、中学校体育祭は明日9月5日、小学校運動会が19日に開催されますが、午前中のみで開催と伺っております。次に関係施設も再開をしておりますが、昨年のような状況には戻らないというふうに思っています。今後もコロナ対策を十分に施して施設運営を行ってまいりたいと考えております。10月以降の行事はすでにご承知のことと思いますが、文化祭の作品展示を予定通りB&G体育館で行う予定でございます。また、町政功労者表彰式も最小限の出席者で伝達式のみのご予定でございます。花祭りにおいては、ご案内のとおり、東栄フェスティバルは中止を決定させていただきました。各保存会においては、既に中止を決定しているところ、現在協議中のところもございまして、東栄チャンネル等で中止等の結果はお知らせしているところでございます。次にプロバスケットボールの三遠ネオフェニックスについてでございますが、昨年の10月19日に東三河8市町村とフェニックスとの連携協力に関する協定を結びました。この協定を活かしてプロスポーツの力で地域を元気にするべく、本年度から東三河8市町村それぞれに選手1名を応援リーダーに任命し、地元を応援していく取り組みが始まりました。ちなみに東栄町は背番号が2のポイントガードの山本柊輔選手となっております。今シーズンのホームゲームに無料招待していただける北設楽郡「奥三河デー」は来年の1月30日と31日となっております。改めて皆様方にはご案内をさせていただきます。また、市町村啓発のためのポスター、パンフレット等にも選手の公式画像を利用することも可能となりました。そしてまた各種イベントへの選手の参加も可能でありますので、希望される諸団体等は、教育委員会を通じてご要望いただければと思っております。最後になりますが、10月から始まります公式戦特にホームゲーム、豊橋総合体育館と浜松アリーナでございますが是非チケットをご購入いただき、多くの皆様に応援に出かけていただければようお願い申し上げます。引き続きまして、本定例会に提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。今議会に上程いたします議案等につきましては、令和元年度の決算認定が13件、議案が7件、同意案1件、報告が1件でございます。合わせて22件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。認定案第1号、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第13号、令和元年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてですが、ご配布いたしております令和元年度決算に係る主要施策の成果報告書をご覧いただきたいと思っております。一般会計は、歳入総額が47億8千467万6千円、歳出総額が46億819万6千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は1億4千291万6千円でございます。当該年度の実

質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表します「単年度収支」は9千257万2千円の赤字となりました。単年度収支に実質的な黒字要素であります基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金、今回はございませんが、それを加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた「実質単年度収支額」は8億8千88万7千円の黒字となりました。財政分析指標についてですが、健全化判断比率の実質公債費比率は、9.0で昨年度より0.6ポイント上がりましたが、将来負担比率は0で31.6ポイント下がりました。地方債残高は特別会計と合わせて50億1千866万4千円であります。前年度に比べ1千277万2千円の増額となっております。経常収支比率は94.3%で、前年度と比較して3.1ポイント下がりましたが、引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減が今後の課題であると考えております。各特別会計につきましては、予算どおり執行でき問題はありませんでした。詳細については、決算特別委員会で各担当課長からご説明させていただきます。

議案第46号、東栄町環境保全条例の制定については、町民の健康を保持し、町民と事業者間の紛争を予防し、将来にわたって暮らし続けられる環境を創り上げるため、環境の保全と創造に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第47号、東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定については、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与するため、再生エネルギー発電設備の設置と東栄町の豊かで美しい自然環境の恵みを受受した、安心して暮らすことのできる生活環境の保全と調和を図るために、必要な事項を定めるものであります。

議案第48号、東栄町土地利用調整条例の一部改正については、環境保全条例等関係条例に合わせて、手続きを明確にすることによりまして、町土の秩序及び保全を図るとともに紛争を未然に防止するために改正するものであります。

議案第49号、東栄町町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、改正するものです。

議案第50号、東栄町過疎地域自立促進計画の変更については、町道の事業個所の追加等に関して変更するものであります。

議案第51号、令和2年度一般会計補正予算第5号は、2億8千879万9千円を増額補正するものであります。今回の補正については、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金事業がその大半を占めております、その内容については、先日の全員協議会でご説明させていただいたとおりでございます。その他の内容としましては、役場駐車場内にある倉庫及び消防詰所の屋根の修繕、のき山学校駐車場整備、町営バス東栄設楽線バス購入、住民基本台帳システム及び障害者自立支援給付審査支払システムの改修、有害鳥獣駆除委託料、林道維持工事、とうえい温泉修繕、国道151号改築工事に伴う公共補償、急傾斜地対策工事負担金、林道小田線及び小田沢登線災害復旧工事に係る増額がおもなものでございます。

次に議案第52号、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第2号は、294万1千円の増額補正であります。これも臨時交付金事業による公用車の購入がおもなものであります。

同意案第5号、東栄町教育委員会委員の選任については、委員1名が任期満了となるため議会の同意を得るものであります。

報告第6号、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、

報告するものであります。以上であります。詳細については副町長始め担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了をしたい議案等がございますので、申し上げます。日程第 23、議案第 50 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』日程第 26、議案第 53 号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について』日程第 27、同意案第 5 号『東栄町教育員会委員の任命について』日程第 28、報告第 6 号『令和元年度 決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』以上の 4 案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了したいと思いますので、ご了承のうえお願いを致します。だいぶ蒸し暑いので上着はご自由をお願いします。もう脱いでいる方も見えるかと思いますが。

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。日程第 6、認定案第 1 号『令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』から、日程第 18 認定案第 13 号『令和元年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について』までの一般会計及び特別会計の決算認定案件 13 件を一括議題とし、説明については各財産区特別会計 6 件を省略し、残る 7 件について各会計を通して一括でお願いをし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第 1 号から認定案第 13 号までの 13 件については、一括議題とすることに決定しました。ただ今より説明に入りますが、ここでは議決事項であります「款」「項」の範囲内で簡明に行っていただくよう、あらかじめご了承をお願い致します。それでは、各財産区特別会計を除く一般会計及び特別会計 7 件について会計管理者の説明を求めます。

（「議長、会計管理者」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、会計管理者

会計管理者（伊藤まり子君）

「認定案第 1 号、令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の 2 頁をお願いします。歳入については収入済額、歳出については支出済額を「款」ごとに朗読させていただきます。歳入、1 款町税 3 億 1736 万 4672 円、2 款地方譲与税 4815 万円、3 款：利子割交付金 27 万 4000 円、4 款配当割交付金 191 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 98 万円、6 款地方消費税交付金 6095 万 9000 円、7 款自動車取得税交付金 1186 万 8654 円、8 款地方特例交付金 543 万 5000 円、9 款地方交付税 17 億 2005 万 6000 円、10 款交通安全対策特別交付金 49 万 2000 円、11 款分担金及び負担金 3220 万 2810 円、1 枚めくって頂きまして、12

款使用料及び手数料 7550 万 7437 円、13 款国庫支出金 1 億 4610 万 9238 円、14 款県支出金 2 億 1450 万 4373 円、15 款財産収入 1320 万 7599 円、16 款寄付金 862 万 955 円、17 款繰入金 1 億 8555 万 9310 円、18 款繰越金 13 億 4535 万 4250 円、19 款諸収入 1 億 112 万 4571 円、20 款町債 4 億 9499 万 6000 円、1 枚めくって頂きまして、歳入合計 47 億 8467 万 5869 円。1 枚めくって頂きまして、8 頁をお願いします。歳出、1 款議会費 4488 万 602 円、2 款総務費 5 億 6271 万 9650 円、3 款民生費 6 億 3852 万 857 円、4 款衛生費 4 億 9697 万 3604 円、5 款農林水産業費 2 億 5913 万 8132 円、6 款商工費 1 億 4609 万 1858 円、7 款土木費 2 億 588 万 1677 円、8 款消防費 4 億 8434 万 2583 円、1 枚めくって頂きまして、9 款教育費 2 億 1091 万 1231 円、10 款災害復旧費 2917 万 998 円、11 款公債費 3 億 8880 万 4200 円、12 款諸支出金 11 億 4076 万 687 円、13 款：予備費 0、歳出合計 46 億 819 万 6079 円。続きまして、144 頁をご覧ください。認定案第 2 号、令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款国民健康保険料 6873 万 6200 円、2 款使用料及び手数料 3 万 900 円、3 款県支出金 3 億 1798 万 6739 円、4 款財産収入 0、5 款繰入金 3321 万 4000 円、6 款繰越金 2411 万 5322 円、7 款諸収入 125 万 1641 円、8 款町債 0、歳入合計 4 億 4533 万 7802 円。1 枚めくって頂きまして、歳出、1 款総務費 300 万 791 円、2 款保険給付費 2 億 8067 万 8953 円、3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 749 万 7071 円、4 款共同事業拠出金 0、5 款保健事業費 236 万 2057 円、6 款基金積立金 940 万 1000 円、7 款公債費 0、8 款諸支出金 2107 万 200 円、9 款予備費 0、1 枚めくって頂きまして、歳出合計 4 億 2401 万 72 円。続きまして、169 頁をご覧ください。認定案第 3 号、令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入、1 款後期高齢者医療保険料 4279 万 3900 円、2 款使用料及び手数料 7900 円、3 款繰入金 7384 万 6000 円、4 款繰越金 110 万 9897 円、5 款諸収入 724 万 4181 円、歳入合計 1 億 2500 万 1878 円。1 枚めくって頂きまして、歳出、1 款総務費 368 万 3874 円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 5981 万 3247 円、3 款後期高齢者医療費 5798 万 6000 円、4 款諸支出金 12 万 4100 円、5 款予備費 0、歳出合計 1 億 2160 万 7221 円。続きまして、182 頁をお願いします。認定案第 4 号、令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款分担金及び負担金 148 万 7600 円、2 款使用料及び手数料 5756 万 8662 円、3 款繰入金 6080 万 2000 円、4 款繰越金 617 万 7835 円、5 款諸収入 164 万 9319 円、歳入合計 1 億 2768 万 5416 円。1 枚めくって頂きまして、歳出、1 款総務費 956 万 6234 円、2 款簡易水道事業費 6817 万 9219 円、3 款公債費 4728 万 9314 円、4 款予備費 0、歳出合計 1 億 2503 万 4767 円。続きまして、195 頁をお願いします。認定案第 5 号、令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款分担金及び負担金 33 万 912 円、2 款使用料及び手数料 3911 万 869 円、3 款国庫支出金 0、4 款繰入金 5997 万 1000 円、5 款繰越金 429 万 3272 円、6 款諸収入 0、7 款下水道建設債 0、歳入合計 1 億 370 万 6053 円。1 枚めくって頂きまして、歳出 1 款下水道事業費 4104 万 8699 円、2 款公債費 5944 万 7938 円、3 款予備費 0、歳出合計 1 億 49 万 6637 円。続きまして、208 頁をお願いします。認定案第 6 号、令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款分担金及び負担金 30 万円、2 款使用料及び手数料 445 万 1953 円、3 款繰入金 1855 万 7000 円、4 款繰越金 217 万 7404 円、5 款諸収入 0、歳入合計 2548 万 6357 円。1 枚めくって頂きまして、歳出 1 款農業集落排水事業費 1351 万 1046 円、2 款公債費 965 万 1568 円、3 款予備費 0、歳出合計 2316 万 2614 円。続きまして、217 頁をお願いします。認定案第 7 号、令和元年度東

栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款診療収入 3 億 1987 万 9382 円、2 款使用料及び手数料 263 万 5330 円、3 款国庫支出金 0、4 款県支出金 0、5 款繰入金 2 億 8774 万円、6 款：繰越金 0、7 款諸収入 619 万 7340 円、8 款町債 0、歳入合計 6 億 1645 万 2052 円。1 枚めくって頂きまして、歳出 1 款総務費 4 億 3954 万 6071 円、2 款医業費 1 億 2387 万 3836 円、3 款公債費 1831 万 4214 円、4 款予備費 0、歳出合計 5 億 8173 万 4121 円。以上で朗読を終わります。

議長（原田安生君）

今の中で、私だけかな違うなど、1 か所あったような気がするんだけど。国民健康保険特別会計の説明の中で歳入の繰り入れをここに載っている数字と述べられておるんですが、上程なのでちゃんとした金額を言わにゃいかんけどもどっちが違う、そこをもう一度読み直してくれる。その場でけっこうですので。

会計管理者（伊藤まり子君）

申し訳ありません。国民健康保険歳入歳出決算書、歳入、繰入金、3,321 万 7,000 円です。

議長（原田安生君）

それではそのように訂正してください

認定案第 1 号

議長（原田安生君）

会計管理者の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑をお願いいたしますが、詳細質疑につきましては、9 月 8 日に「決算特別委員会」を予定しております。その時にお願いしたいと思いますので、本日は、どうしてもというところに限ってのみ、お願い致します。

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。、それでは認定案第 1 号『令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳出全般でいきます、57 ページから 142 ページまで、質疑お願いいたします。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番

4 番（浅尾もと子君）

歳出全般ということなのでお尋ねいたします。令和元年度の一般会計の決算額が歳入 47 億 8000 万円で歳出は 46 億円です。特別会計を含めると歳入が 62 億 2000 万、歳出が 59 億 8000 万円、一般会計の歳入歳出の推移成果報告書の 3 ページによりますと過去 5 年間で最高の規模となっています。改めて確認したいのですが、これは過去何番目に大きい決算規模

なのか伺います。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長

総務課長 (内藤敏行君)

過去何番目の決算規模。ちょっと資料用意しておりませんので、後日8日の日の決算特別委員会で報告させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (原田安生君)

そのほかございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

もう1点あらかじめお尋ねしておきたいのですが、今回この成果報告書が初めて導入されたということで昨年度までとの業務報告書の違いを確認するのにちょっと戸惑っているところなのです。そこの中で気づいた事がありましてお尋ねしたいと思います。前年度の平成30年度決算の概要ではその17から19ページに掲載されておりました交際費の明細、各種団体への補助金、各種基金年度末残高が今回の成果報告書には記されておられません。掲載しなかった重大な理由があれば教えてください。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長

総務課長 (内藤敏行君)

特に大きな理由はございません。新様式になりまして、前回までの業務報告書と多少業務報告書にはあった項目が成果報告書にはない。このような事が何か所かあるわけですが今回成果報告書を修正する訳にはいきませんので、交際費等の資料を提出させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。基金は勘定ごとの一般会計ですと決算書になるんですがそれぞれ特別会計ですとか、基金の明細が載っております。ただ成果報告書の中にはまとまったものがございませんので22ページに載っておりますが特別会計と一緒にしたものの、総計のものがございませんので、これも資料提供させていただきます。

議長 (原田安生君)

はい、そのほかございますか

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

無いようですので、以上で歳出を終わり、続いて歳入全般 17 ページから 56 ページまでについて質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、認定案第 1 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 2 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 7、認定案第 2 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について決算書の 144 ページから 167 ページまで質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

特に無いようですので、以上で認定案第 2 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 3 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 8、認定案第 3 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について決算書の 169 ページから 180 ページまでについて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、認定案第 3 号の質疑を打ち切ります。

認定案第 4 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 9、認定案第 4 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。決算書の 182 ページから 193 ページまでについて質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、認定案第4号の質疑を打ち切ります。

認定案第5号

議長（原田安生君）

次に、日程第10、認定案第5号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。決算書の195ページから206ページまでについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第5号の質疑を打ち切ります。

認定案第6号

議長（原田安生君）

次に、日程第11、認定案第6号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。歳入歳出全般について208ページから215ページまで質疑をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第6号の質疑を打ち切ります。

認定案第7号

議長（原田安生君）

次に、日程第12、認定案第7号『令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。決算書の217ページから236ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

決算書226ページの5款1項1目一般会計の繰入金について伺います。今回の東栄医療センター特別会計の決算の収益は3400万円余りということで、7月末の行政報告会での資料と付け合わせますと過去7年間で最高の利益額だと理解して良いのでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

会計が違いますので過去最高というのはちょっとこの資料では分かりませんが、またその資料については、資料があるかどうか分かりませんが回答させていただきます。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

続いて伺います。村上町政の1期目の決算では、せせらぎ会の時代ですけれども毎年町の一般会計からの繰入れを行ってきました。平成27年、28年は繰入れを行ったうえで医療センター特別会計当時の東栄病院の当時の特別会計ですかね、数十万円の黒字となっていました。町が補填してぎりぎりの利益となっていました。平成29年度は、一般会計からの補填を入れて3500万円の損失を出しています。欲30年度は再び80万円の利益となっています。つまりこの間の町の方針というのは、ぎりぎり黒字になる程度の一般会計からの補填を入れるかあるいは大幅な赤字になるというような繰入れの仕方を行ってきたわけです。ところが令和元年度は、一転して2億3000万円の赤字額を大幅に上回る2億6000万円の繰入れを予算措置して、その結果3400万円もの利益を出しています。なぜこれほどの繰入れをしたのか理由を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

令和元年度の決算書にありますプラス3400万ほどの金額であります。これにつきまして満額繰入金をそのまま充当させていただきまして、これについては不用額で出すのか、あるいは満額入れて差し引きでこちらにプラスで出すのか、というところでございますので、同じ財布と言っては変ですが、町の財布としてはどちらにあっても問題ないものだと考えております。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

3 点目です。国の地方交付税額がこの東栄医療センター会計に一般会計からの繰入れの中に含まれていると思いますけれども、その交付税額を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

算定の中にあくまで数字ですので、この中にいくらと出すことは難しいかなあと考えます。以上です。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今の件でございますが、事務長言うとおり額を出すのは大変難しいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

7 月末に開かれました行政報告会の中において各年度の交付税の金額を副町長からお示しいただいたと思いますので、また改めて決算委員会の中ででもお示しいただきたいと思えます。

議長（原田安生君）

今委員会の中で答弁をと言うだけでも、副町長が前に言っとるらしいが。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

繰入金の中にどれだけ交付税が入っているということではなくて、普通交付税とか特別交付税の算定の額としてこういった数字が病院あるいは診療所の運営に対しての算入額として入っているという説明をさせていただきましたので、そういった説明だったらできると思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

その金額をお尋ねしています。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。今は明快な答弁はできんと思いますので、交付税というのは算定の基準があってその中で計算をしていっても、どれだけが病院の分で来ておるかというところまでははっきり分からないということでございますので、その点については委員会の方で。そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第7号の質疑を打ち切ります。

認定案第8～13号

議長（原田安生君）

次に、日程第13、認定案第8号から日程第18認定案第13号までの「各財産区 特別会計 歳入歳出決算認定について」の6件は、一括して質疑をお願いします。決算書の238ページから290ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第8号から第13号までの「各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を打ち切ります。

監査委員報告

議長（原田安生君）

以上で、各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了しました。ここで、各会計全般の決算審査の結果につきまして、監査委員の『5番加藤彰男君』から報告をお願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番、加藤彰男君。

5番（加藤彰男君）

それでは、令和元年度の決算審査報告をいたします。はじめに、令和元年度一般会計と各特別会計の決算につきましては、去る8月5日、6日の両日、亀山幸夫監査委員と共に決算審査を実施いたしました。この決算審査にあたっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」、「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に係る調書」、「財産に関する調書」について計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、予算の執行は関係法令に従って効率的になされているか等について主眼を置き、予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに、担当課長からの説明を受けて審査致しました。それでは、審査結果のうち主な点を報告いたします。全般的な経理や事務事業は、概ね適正に処理されておりました。なお、監査委員から包括的な意見を付しました。一般会計は、実質単年度収支は国民健康保険東栄病院特別会計の清算金の繰り入れにより8億8088万7千円の黒字となりました。しかし、一般会計の財政力指数は0.19で財政力の弱い状態が続く中、経常収支比率は94.3%となりました。昨年比で3ポイント下がりましたが、引き続き高い数値で推移しています。なお、公債費負担比率は昨年度の13.9%から10.4%に下がりましたが、財政構造の硬直化に注意が必要であることを指摘しました。今後もコロナ禍や経済情勢による家計の影響等個別の事由に応じた適切な徴収体制などにも留意し、経常経費の節減とともに中長期的な財政ビジョンを含めた財政健全化への取り組みをされたいとの意見を付しました。次に特別会計は、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に努めること、そのためにも、受益者負担となる保険料や使用料の適正な設定をはじめ、一般会計と同様に個別の事由にも応じた徴収体制の強化を図り、徴収率向上による財源確保に努められたいとの意見を付しました。団体等への補助金交付状況については、補助金の交付にあたって、実績報告書から具体的な成果が判るような記載内容及び様式を整理すること、さらに補助金交付根拠が複数あり、今後は交付要綱等の一元化、体系化を行うよう対応を求めるよう意見を付しました。予算の流用、予備費の充用については、年度末での流用が増加しているため予算の執行管理を適切にされるように意見を付しました。これまでの業務報告書につきましては、一昨年から地方自治法における「主要施策成果報告書」への変更を求め、今年度の決算において実現されました。行政評価の取り組みも生かして予算執行と事業成果が照合できるように、引き続き様式、書式などの工夫を進められるように意見を付しました。最後に今後留意すべき事項として引き続き条例、規則等の例規を遵守した事務執行に努めることや財政状況が非常に厳しい点から一層の財政健全化の取り組みを進めることを基本に、以下の4点について意見を付しました。1点目です。コロナ禍における従来の行政組織や行政システムのあり方が問い直されており、行政評価とともに組織改革、システム改革へ努力すること。2点目です。新たな医療センターの建設方針の中で、既存施設のあり方を含め「公共施設等総合管理計画」をより具体的な取り組みとして進めること。3点目です。行政組織の年齢構成で20歳代から30歳代の比重が高まっており、行政事務の習熟や経験の蓄積などが課題となっている点を踏まえて、求められる行政水準に相応しい職員研修や評価制度などを一層充実させるよう努力すること。4点目です。

今後、集落や地域の現状に沿った「集落組織のあり方」の検討とともに、高齢者世帯も含めた住民の暮らしの実情に応じて「行政情報の伝達のあり方」を考慮されること。の意見を付しました。次に、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率等の審査については、健全化判断比率、資金不足比率及び、その算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。なお、引き続き慎重な財政運営を求める旨を付しました。なお、詳細は、町長あてに提出いたしました、「東栄町一般会計、特別会計決算審査意見書」、「財政健全化判断比率等審査意見書」の写しをご配布しておりますのでお目通し頂きたいと思っております。以上で監査報告を終わります。

議長（原田安生君）

監査委員の『令和元年度各会計全般の決算審査意見書』の報告が終わりました。

議案第 46 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 46 号『東栄町環境保全条例の制定について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 46 号、東栄町環境保全条例の制定について。11 分の 11 ページをご覧ください。提案理由は、環境の保全と創造に関し、必要な事項を定めることで、町民の健康を保ち、町民と事業者間の紛争を予防し、将来にわたって暮らし続けられる環境を創り上げるため、必要があるから、議会の議決を求めるため条例案を提出するものです。それでは、11 分の 1 ページに戻ってください。内容について説明いたします。前文につきましては、東栄町に関わる全ての人々が環境の保全と創造に取り組むことで皆が安全で安心して暮らし続ける環境を創り上げることをこの条例の趣旨として規定しております。第 1 条は、この条例の目的を、第 2 条は、条例の用語の定義を。2 ページをお願いします。第 3 条は、条例の基本的な考え方をそれぞれ規定し、前文から第 3 条は、この条例の理念・総則について規定しています。3 ページをお願いします。第 4 条は、町の責務を、第 5 条は、事業者の責務を、第 6 条は、町民の責務をそれぞれ規定し、第 4 条から第 6 条は、町・事業者・町民それぞれの責任と義務について規定しています。第 7 条は、燃焼不適物の焼却禁止。4 ページをお願いします。第 8 条は、粉じんの飛散防止、第 9 条は、騒音及び振動の防止、第 10 条は生活排水の汚濁負荷量の削減、第 11 条は、事業排水による水質汚濁の防止、第 12 条は、土壌及び地下水の汚染防止、第 13 条は、家畜飼養施設の維持管理及びふん尿の適正処理。5 ページをお願いします。第 14 条は、廃棄物の投棄等の禁止、第 15 条は、事業者の廃棄物の処理義務、第 16 条は、清潔の保持、第 17 条は、自然環境の保護についてそれぞれ規定し、第 7 条から第 17 条までは、

東栄町に関わるすべての者、町民、事業者など、それぞれの立場で守るべきことについて規定しています。第18条は、町の施策、第19条は、環境保全推進会議の設置についてそれぞれ規定し、この2条につきましては、町が実施することについて規定しています。6ページをお願いします。第20条は、事業計画及び公害防止計画の届出、第21条は、変更の届出、第22条は、意見聴取等、第23条は、意見聴取等の追加、第24条は、事業計画等提出後の意見聴取等、第25条は、環境影響評価書の提出、第26条は、指導又は勧告。8ページをお願いします。第27条は、協定の締結、第28条は、あっせん、第29条は、あっせんの打ち切り、第30条は、環境保全誓約書の提出についてそれぞれ規定します。第20条から第30条につきましては、町・事業者・町民がそれぞれ実施することと手続きについて規定しています。9ページをお願いします。第31条は、苦情等の処理、第32条は、緊急時の措置、第33条は、報告及び調査についてそれぞれ規定しています。この3条につきましては、第7条から第17条まで規定したことに對しての町の対応について規定しています。第34条は、違反者に対する勧告等。10ページをお願いします。第35条、違反事実の公表、第36条は、手続きが重複しないようみなし規定を、第37条は、規則への委任についてそれぞれ規定しています。最後に附則についてですけれども、第1項は、施行期日を定めております。11ページをお願いします。第2項は、本条例第19条で環境保全推進会議を設置したことにより、環境に関する同趣旨の既存条例、東栄町環境事業推進協議会条例を廃止する旨規定しています。第3項につきましても、環境保全推進会議を設置したことにより、東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の本則の4か所を東栄町環境事業推進協議会から東栄町環境保全推進会議に改正するものです。説明は、以上となります。

議長（原田安生君）

議案第46号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第46号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第47号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第20、議案第47号『東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

議案第 47 号、東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定について、9 分の 9 ページをご覧ください。提案理由は、再生可能エネルギー発電設備の設置と東栄町の豊かで美しい自然環境の恵みを楽しむ安心して暮らすことのできる生活環境の保全との調和を図るために必要な事項を定めることで、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与するため、必要があるから、議会の議決を求めるため条例案を提出するものです。

9 分の 1 ページに戻ってください。内容について説明いたします。第 1 条は、この条例の目的です。第 2 条は、用語の定義、次、2 ページ、第 3 条は、この条例の適用事業、第 4 条は、事業抑制区域の指定が規定されております。3 ページ、第 5 条から第 11 条は町や事業者が実施することです。第 5 条につきましては町からの抑制区域内の事業抑制の依頼、第 6 条は、事業者が行う地域住民への意見聴取、第 7 条は、事業計画の調整です。4 ページ、第 8 条は、再エネ特措法による認定の申請後の町への事業計画の届出、5 ページ、第 9 条は、工事の届出、6 ページ、第 10 条は、町職員による現場の確認、第 11 条は、標識の設置をすること等が規定されております。第 12 条から第 16 条は、調査や違反に関することで、第 12 条は、事業者の関係書類の閲覧ができるようにすること、第 13 条は、事業者に報告を求め、及び立ち入り調査をすること、7 ページになります、第 14 条は、指導、助言、又は勧告を行うこと。第 15 条は、違反事実があればその公表等が規定されております。8 ページ、第 16 条は、規則への委任です。以下、附則では、経過措置等を規定しています。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 47 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 47 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 48 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 48 号『東栄町土地利用調整条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、振興課長

振興課長（長谷川伸君）

議案第 48 号、東栄町土地利用調整条例の一部改正について、6 分の 6 ページをお願いいたします。提案理由は、東栄町環境保全条例等関係条例に合わせ、手続きをより明確化するこ

とによって、町土の秩序 及び 保全を図るとともに紛争を未然に防止する必要があるから 議会の議決を求めるため 一部改正案を提出するものです。改正内容につきまして、説明いたします。新旧対照表をご覧いただきたいと思っておりますので、13分の1ページをお願いいたします。目次の改正でございますが、これは条文の改正に伴う目次の改正であります。続いて、第1条につきましては、本条例の目的より明確にするため「紛争を未然に防止する」という文言を追加しました。次に、第2条です。13分の1ページから13分の2ページにまたがっていますが、13分の2ページをお願いいたします。第5号は、新たに「再生可能エネルギー条例等」を制定することに伴い、「再生可能エネルギー発電設備」の定義を追加いたしました。同じく、第6号は、事業区域を改めました。次に、第3条第2項です。条例の目的である「紛争の未然防止」のために、第2項に「速やかな情報開示と迅速かつ適正な調整を図ること」を追加しました。次に、13分の3ページに続きますが、第4条、第5条は「町民等の責務」と「事業者の責務」の条文の順番を入れ変えました。次に、第6条第2項は、「する」から「行う」への字句修正でございます。第7条第1項は、開発構想、開発計画それぞれの段階で関係住民等への意見聴取を行う という手続きを定めるというものでございます。次に、13分の4ページをお願いします。第3項及び第4項は、意見聴取等の追加について定めるものでございます。第5項は、条文追加による項ずれです。第6項及び第7項は、他条例で意見聴取等が行われた場合の、みなし規定の追加でございます。次に、13分の5ページをお願いいたします。右側改正前の第8条「適用除外」は削除し、第15条に繰り下げます。左側改正後の第8条は、13分の6ページに続きますが、開発行為等を実施する場合には、開発構想届出書を提出し、説明会等の開催を求められた場合は、開催して関係住民等の意見を聴取することなどを加えました。同じく13分の6ページでございますが。次に、右側 改正前にある 第9条は、削除し、一部修正の上、第16条に繰り下げます。左側、改正後の第9条は、13分の7ページにまたぎますが、開発構想説明会等を行った事業者は、開発計画書を提出し、説明会等の開催を求められた場合、開催して関係住民等の意見を聴取すること及び意見聴取等が終了したとみなした時は、事業者に事業計画書の提出を指示することなどを加えました。続いて、右側、改正前の第10条は削除し、第17条に繰り下げます。そして、左側、改正後の第10条は、事業者に対して、指導又は勧告ができることを追加しました。次に、13分の8ページをお願いします。右側改正前の第11条は、削除し、第18条に繰り下げます。左側、改正後の第11条、第12条、そして、13分の9ページにある第13条、第14条は、紛争防止又は紛争が生じた場合の対応を 定めておくために 追加をしました。次に、13分の10ページです。第15条、第16条。そして、13分の11ページの第17条、第18条は、先ほど説明しましたように、改正前の第8条から第11条を繰り下げた条文です。なお、第15条は、第1号と第2号で再生可能エネルギー発電設備及び環境保全条例の適用を受ける工場等の設置を除くことを追加しています。また、第16条は、第2項で準用条文として、第7条を追加しています。次に、13分の12ページです。改正前の第12条は、改正後の19条に、第13条は第20条、そして、第14条は21条に改正いたします。なお、第21条は、第1号、第5号、第6号で条文を公表できる者を追加しました。また、第2号、第3号は、引用元の条番号の変更に伴う修正と「事業者」の「者」への変更です。最後に13分の13ページにかけて改正前の第15条、第16条、第17条は、改正後の第22条、第23条、第24条に改正します。第23条で、引用元の条番号の変更に伴う修正はありますが、条文内容の変更はございません。

なお、この条例は交付の日から施行するものです。以上で振興課から、説明を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 48 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 48 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 49 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 49 号『東栄町町税条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。
（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長

税務会計課長（伊藤まり子君）

議案第 49 号、東栄町町税条例の一部を改正する条例について。5 ページをご覧ください。提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をする必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。1 ページに戻ってください。第 1 条は、個人住民税に関する改正及びたばこ税に関する改正です。個人住民税に関する改正では、婚姻歴の有無及び男女による不公平を同時に解消するため、「寡夫」を「ひとり親」に変更するものです。たばこ税に関する改正は、1 本あたり 1 グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、重量比例課税方式から本数課税方式に見直し、紙巻きたばこと同等の税負担とするため、段階的に見直しを実施するための改正であります。附則につきましては、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備及び項ずれに伴う措置となっております。1 枚めくって頂きまして、第 2 条関係につきましては、全て、法律改正に伴う規定の整備及び項ずれに伴う措置となっております。3 ページからの附則につきましては、各条項の施行日及び経過措置を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 49 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 49 号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 50 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、振興課長

振興課長（長谷川伸君）

議案第 50 号、東栄町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由は、町道に関する事業個所の追加、ゴミ処理施設の改修及び医療の確保について東栄町過疎地域自立促進計画を変更する必要があるからです。計画の変更内容につきまして、ご説明いたします。2枚はねていただき、2ページをご覧ください。中段あたりの下線部分ですけども、小田敷名倉線改良、延長 80m、幅員 3 m の追加でございます。次に、6 ページをご覧ください。4 生活環境の整備（2）その対策の計画でございます。ウの廃棄物処理であります。左側変更後の事業内容の下線部分ですが、「焼却施設は老朽化が、いちじるしいため、ごみ処理の広域化を具体化していく。広域化が実現するまでは、既存の焼却施設を中継施設として改修し、利用していく。」を新たに加えました。続いて、1枚めくっていただきまして、8 ページをご覧ください。6 医療の確保（1）現況と問題点①東栄病院でございます。左側変更後、事業内容の下線部分、「平成 31 年 4 月からは病床 19 床として診療所で運営している。」を実績に合わせ新たに加えました。次に、今あらたに加えた部分の下の行になりますが、下線部分「病院」を「診療」に、そして「医療センター」を「診療所」に修正いたします。続いて、②附属下川診療所でございます。右側変更前の内容下から 2 行目にあります下線部分「医療センター」を「新たな診療所」に修正をいたします。続いて、9 ページの（2）その対策のところでございますけども。右側の①東栄病院、②附属下川診療所に記載があります「医療センター」この 2 か所を「診療所」に修正するものです。この「医療センター」から「診療所」に修正することにつきましては、県と協議の上建物名称の変更ではなく、機能として「診療所」ということで、指摘を受け修正するものであります。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 50 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番

2 番（森田昭夫君）

これ、委員会でもありましたかねえ。今日ですので聞いておきたいと思いますが。ただ今説明のあった医療センターを診療所に変えるということ。これは県から指摘があったと。建物が明確でないから、県の指摘があったから変えるということなのですが、以前に私も質問したことがありますよね。医療センターとは何ぞやと。なぜ診療所、東栄診療所で良いのじゃないかというふうな質問をしたのですが、あえて東栄医療センターということを使っております。今回もまた医療センターを作る、医療センターとは病院なのかようわからんし、極端な事を言えば医療センターとはガンの末期の患者さんを収容するような施設も医療センターとして使われているところもあります。したがって、医療センターって、何だか分からんような建物作るよりも診療所にすべきだと考えていますが、その辺の整合性が東栄町でまだ医療センターを作ということになっていますので、その辺に整合性がないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（原田安生君）

森田委員、今医療センターを診療所の名称に変えるという問題じゃないで。この過疎地域促進計画の中の文言として診療所にしますよという。名前は変えませんよ。回答を先にさせますか。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、振興課長

振興課長（長谷川伸君）

説明したとおり一応文言として建物名称の変更ではなく、この文言として変えるものであって、事業内容がありますけども、事業内容というのは医療センター整備事業ということで計画にそのまま載せるという予定でございます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

そうすると医療センター。ここの計画書では、診療所を作るというけれども表に出てくるのは医療センターを作るんですね。そうするとこの計画と実際にやるのと整合性がないじゃないですか言葉に。言葉の整合性はいかがですか。ですから例えば医療センターの建設じゃなくて、診療所の建設、東栄病院から診療所の建設というふうに、もう一方の診療所という名前を変えるんだったら良いけども、ここでは診療所を作ると言いながら実際は医療センターを作るわけですね。整合性がないということなのですが。ですからここも県に指摘されたからといって東栄町は医療センターを作るんですから、医療センターで良いんじゃないですか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

おっしゃられる東栄医療センターと言いますのは、名称につきましては自由ということになっておりますのでよろしいんですが、最初東栄医療センターという名前で県の方で許可されてしまったというところがございます。そのあと、県の上層部に行きましてこの名称ではまずいということになりましたが、東栄医療センターにつきましては、そのまま名称にさせていただきます。ですが、今回、令和4年4月1日に診療所として建たせていただくんですがその際には県のおっしゃるとおり診療所、仮称ではありますが、何々診療所ということになるかもしれませんが、診療所という名前になることと思っております。以上です。（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

ここでは置きますけども、何か話がおかしいんですよ。だから私が最初に医療センターという名前が出た時に、おかしいじゃないかと医療センターとは何に使うんだと、何だかはつきり分からんようなものに使うのはおかしくないかと、町民にでも誰にでも外から来た人でも分かるように、医療センターって何やるところと思われるよりも診療所ならどこでも病気の診察をするところ、病院は病院、診療所は診療所でこれは一般的な言葉だけでも医療センターなんて訳わからんじゃないかと、いう質問したところ医療センターだと、あくまでも執行部はそうやって言ってきたわけですよ。今度は医療センターの建設ということで名前は変えずにやりますが、完成したら診療所になるかもしれない、これは医療センターを作ると言いながら、完成したものは診療所でしょ、あまりにも言葉がおかしい。ちょっと支離滅裂ではないかと。もう一度よく執行部は考えていただき、検討いただきたいと思うので、それはお願いというか、もう一度名称から考えるべきだということを指摘して、ここで置きます。

（傍聴席拍手）

議長

はい、音を立てないように。傍聴席。

ほかございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

ちょっと確認だけさせていただきます。色々な情報を聞いたりしとるわけですが、中田の焼却

場はここにありますが随分前に県の方から出ました。広域化というのは、そのまま進んでおるのかどうか。広域化というのは確か説明だと14区豊川、蒲郡、新城以北ということで豊川へ1か所建設をするということは、それはそのまま生きて進んでおるのかどうか。それが遅れておるから今回三重県の伊賀の話が出てきまして、伊賀へ持って行くためのこれは中継施設を新たに作ると、中田へ、広域化ができるまでの中継施設、そういう理解でよろしいか。確認したいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議員ご指摘のとおり広域化計画というのは、豊川、蒲郡、新城以北というふうな計画が県でなされていたんですけども、今現在その計画が止まっている状況で、いつ今後策定されるのかは、不明確なところがあります。したがって、いつ豊川あたりに新しい焼却施設ができるかどうか今のところ不透明です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

議長（原田安生君）

以上で議案第50号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第50号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第51号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第24、議案第51号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第5号について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第51号、令和2年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8879万9千円を追加し、予算総額を43億2557万円とするものです。第2条の地方債の補正につきましては、6ページ7ページの地方債補正において6589万2千円を追加変更するものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。12ページをお開きください。1款1項1目議会費18節庁用器具費は、会議室のワイヤレス会議システムを導入するものです。2款1項1目一般管理費1節報酬から12節役務費までは、会計年度任用職員を雇用し、Sアラート実施に備えてスマートフォンの所持調査等を行うものです。11節の一部及び14節と18節は、新型コロナウイルス感染防止対策として増えてきているWeb会議に対応するための機器整備とその運営費用です。4目財産管理費の11節修繕料は、役場前の駐車場内にある倉庫と消防詰所の屋根を修繕するものです。15節役場倉庫建設工事は、平成30年2月に火災で焼失した倉庫を、避難所資機材の備蓄機能を有する倉庫として再建整備するものです。7目企画費の1節東栄町空家等対策協議会委員報酬は、東栄町空家等適正管理条例に基づき、空き家対策を進めるにあたり協議会を設置するための経費です。14ページ、19節移住者通勤支援補助金は、新規対象者が出たため追加するものです。起業応援プロジェクト補助金は、新しい生活様式を視野に入れた新規ビジネスに取り組む事業提案に対し、1事業当たり補助率2分の1、補助限度額50万円を補助するものです。8目とうえい健康の館施設費の18節レジスター購入費は、健康の館のレジスターをキャッシュレス対応機種に変更するものです。9目のき山学校施設費12節手数料は、耐震診断の判定・評価を愛知県建築住宅センターに審査してもらうための経費です。13節耐震診断委託料は、精算による減額です。15節のき山学校駐車場整備工事は、駐車場の拡張、舗装修繕及び区画線を、県観光施設費補助金事業を使って整備するものです。11目町営バス運営対策費11節修繕料は、町営バスの故障が相次ぎ、予算を半期で消化したことにより、今後の修繕に備えて追加するものです。18節バス購入費は、町営バス東栄設楽線の車両について、更新するもので、利用者数の状況から14人乗りのワンボックスカーを国庫補助金を使って購入するものです。13目新型コロナウイルス対策費は、感染症対策に必要な消耗品及び備品の購入、修繕の費用を追加するものです。16ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費13節のコンピューター等保守点検委託料は、デジタル手続法改正に伴い、海外に転出してもマイナンバーカードのデータが切れないよう、戸籍の付表と住民基本台帳を連携するために、住民基本台帳システムを改修するものです。全額国費負担となります。5項4目国勢調査費は、県委託金が増額されたことによる追加と、支出費目の組替をするものです。3款1項1目社会福祉費11節消耗品費と12節郵便料は、子育て世帯の支援事業として、18歳以下の子どもを持つ世帯に対し、子ども1人当たり1万円の商品券を配布するものです。18節備品購入費は、子育て支援センターに冷風機2台とウィルス除去機能付き空気清浄機3台を、放課後児童クラブに空気清浄機1台を購入するものです。3目障害者福祉費13節の障害者自立支援シ

システム改修委料は、令和3年度に予定されている報酬改定に備えて、システムの改修を行うものです。2分の1が国から交付されます。18 ページ、4 目老人福祉費 12 節電話料は、新型コロナウイルス感染症予防のために休止しているおいでん家において、支援員が利用者等に電話で行う元気伺いの回数が増加したことにより、電話料ついて増額するものです。2 項 1 目児童福祉総務費は、10 月から子育て支援センターに保健師を配置し、子育て世代包括支援センターを設置し、利用者支援事業を実施することに伴い、必要な備品と運営費を追加するもので、費用の3分の2について、国県の補助金が充てられます。2 目保育園費 18 節備品購入費は、蜜を避けて園児を遊ばせるために、パーテーションとテントを購入するものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 28 節東栄医療センター特別会計操出金は、医療機器整備の起債を病院事業債から過疎対策事業債に切り替えたことと、公用車購入の財源として地方創生臨時交付金を充てるものです。20 ページ 5 款 1 項 3 目農業振興費 19 節負担金は、愛知東農協が行うコンバイン導入事業に対し、全体事業費 600 万円の4分の1にあたる 150 万円を北設 3 町村で負担し、受託面積の割合によって、その 17%分を負担するものです。5 目土地改良費 15 節維持工事は、農道大貝津線の路肩が、7 月の大雨によって一部欠損したため修繕するものです。6 目千代姫荘施設費 15 節空調機更新工事は、感染症対策のために、換気機能付きの空調機に更新するものです。2 項 2 目林業振興費 13 節有害鳥獣駆除委託料は、本年度もイノシシ捕獲に対する県の補助金が上乗せされたことにより追加するものです。19 節森林協会負担金は、今年度の負担金が確定したことにより追加するものです。水源林対策事業助成金は、鳥獣防止柵の設置を水源林対策事業で実施することによる追加です。森林組合育成事業助成金は、水源林対策事業に対する町の上乗せ補助です。3 目林道事業費 15 節林道維持工事は、7 月の大雨により林道の修繕が増えたことにより追加するものです。6 款 1 項 2 目商工振興費 19 節東三河広域連合負担金は、消費生活支援センターと消費生活窓口である町とをオンラインで結ぶための整備費用に対する町の負担分です。22 ページ、3 目観光費 13 節観光 PR 事業委託は、観光 PR 動画の制作とインターネットショップサイト及びビューティーツーリズム紹介サイトの構築を委託するものです。19 節無線 LAN 環境整備補助は、町内の宿泊施設や飲食店を対象として、無料 Wi-Fi の環境整備に対してその費用の2分の1を、宿泊施設には 11 万円、飲食店等には 1 万 5 千円を限度として補助するものです。5 目温泉施設費の 11 節修繕料は、とうえい温泉の機械・機器とベランダの手すりの修繕及び洗面台等の水栓を取り替えるものです。15 節パーテーション設置工事は、食堂等に感染防止のためのパーテーションを設置するものです。18 節券売機購入費は、入浴券及び食堂の食券販売機を、キャッシュレス対応の機種に変更するものです。7 目新型コロナウイルス経済対策費は、持続化給付金の対象とならない売上の減少額が 30%以上 50%未満の事業者に対して、法人 25 万円、個人 12 万 5 千円を限度に給付するものです。8 目持続化給付金事業費については、持続化給付金の対象者に対して町が上乗せする事業について、対象者が予定を上回ったため追加するものです。24 ページにかけての 7 款 2 項 1 目道路橋梁総務費は、国道 151 号奈根・与良木地内で計画されている道路改築工事に対する公共補償で、町が地権者に対して補償手続きを行うための補償費も含めた経費です。2 目道路橋梁維持費は国庫補助金の科目が変わることによる財源更正です。5 目急傾斜地対策事業費の 19 節は、本年度実施される御園坂場地区と三輪山ノ上田地区に係る事業費負担金です。8 款 1 項 3 目消防施設費 11 節修繕料は、役場駐車場内の消火栓の取替と今後の緊急修繕のために増額するものです。5 目防災諸費は、

避難所用のポータブル蓄電池、災害用トイレ等を購入するものです。9款1項1目教育委員会費18節の学輸バス購入費は、児童生徒の通学等の際に使用している14人乗りのバスについて、老朽化のため更新するものです。26ページ2項及び3項1目学校管理費1節校医・歯科医・薬剤師報酬は、令和元年度分が未払となってしまうことにより追加するものです。2項及び3項2目教育振興費11節消耗品は、東栄町出身で東京在住の後藤裕道氏からの寄付金を小中学校に配分するものです。2項及び3項3目学校施設費15節エアコン設置工事は、小学校が特別教室6室、中学校が会議室1室と特別教室3室にエアコンを設置するものです。3項3目学校施設費15節東栄中学校電子黒板工事は、1年生教室へ設置するものです。なお、3年生は平成30年度に、2年生は今年度の予算で設置済みです。28ページ、中学校体育館等トイレ改修工事は、体育館と部室棟のトイレを洋式に変更するものです。6項1目総務管理費13節建築基準法定期報告委託料は、グリーンハウスについて防火設備の定期検査が今年度から毎年必要になったことから追加するものです。5目体育施設費11節修繕料は、今年度の修繕料の予算を消化してしまっただけから緊急修繕用に追加するものです。10款3項1目林道施設災害復旧費は、7月の大雨にて発生した小田線2か所及び小田沢登線3か所の災害箇所について、災害復旧工事として行うものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。9款1項1目地方交付税の普通交付税は、本年度の交付額が決定しましたので、その一部を財源調整のため追加するものです。14款1項2目災害復旧費国庫負担金は、林道小田線及び小田沢登線の災害復旧工事に係る国庫負担金で、事業費の2分の1です。2項のそれぞれの目にあります地方創生臨時交付金は、2次分として交付される分について、新規に9月補正で追加する事業とすでに予算措置されている事業に充当するものです。総額で1億5050万8千円です。1目総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、町営バス東栄設楽線の車両購入に対する補助金です。補助率は2分の1ですが、定率法によって算出された額により、5年間に分けて交付されます。戸籍システム改修費補助金は、住民基本台帳システム改修に充当します。全額補助です。2目民生費国庫補助金の障害者自立支援給付審査支払等システム改修費補助金は、同システムの改修費に充当します。補助率は2分の1です。子ども・子育て支援交付金のうちの14万円と6ページ15款2項2目民生費県補助金の地域子ども・子育て支援事業補助金は、子育て世代包括支援センター設置に係る補助で、補助率はそれぞれ3分の1です。残りの40万5千円は、放課後児童クラブの運営に係る補助です。4目土木費国庫補助金は、国の補助金科目が社会資本整備総合交付金から道路整備事業補助金に変更となったことによる組替です。6ページ、5目教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金は、感染症対策のマスク等購入支援事業として、児童・生徒1人当たり170円が補助されるもので、補助率は2分の1です。15款2項1目総務費県補助金の観光施設費補助金は、のき山学校の駐車場整備に対する補助で、補助率は2分の1です。4目農林水産業費県補助金の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は、イノシシの捕獲に対する経費として、1頭につき13,000円増額されるものです。8ページ、3項1目総務費県委託金の国勢調査委託金は、調査費用として増額されるものです。17款1項1目一般寄付金は、後藤裕道氏から小中学校にいただいたものです。18款2項1目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉の機器等の修繕に充当するものです。3目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。20款5項1目雑入の水源林対策事業費助成金は、獣害防止柵設置に対するものです。一般国道151号道路改築工事公

共補償等は、奈根与良木地内の道路改築工事に伴う公共補償を町が行うことにより、その経費を県から交付されるものです。建物罹災共済金は、焼失した役場倉庫に係るもので、全国自治協会から支払われる共済金です。10 ページ、21 款 1 項 1 目臨時財政対策債は、今年度の発行限度額が決定したことによる増額です。3 目衛生債の医療機器整備事業は、今年度購入した医療機器について、病院事業債から過疎対策事業債に切り替えたことによるものです。4 目農林水産業債の林道反沢線改良工事は、事業費が増えたことによる増額です。7 目教育債の電子黒板設置工事は、地方創生臨時交付金事業の対象としたことによる減額です。8 目総務債の町営バス購入事業は、東栄設楽線バス購入に対する町負担分に充当するものです。9 目災害復旧債は、林道小田線と小田沢登線の災害復旧工事の町負担分に充当するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 51 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに補正予算説明書の「歳出」からお願いします。1 款・議会費・2 款・総務費、3 款・民生費、4 款・衛生費 12 ページから 19 ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、5 款・農林水産業費、6 款・商工費、7 款・土木費、8 款・消防費、9 款・教育費、10 款・災害復旧費 20 ページから 29 ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で「歳出」の質疑を終わります。次に「歳入」全般について質疑をお願いします。補正予算説明書の 4 ページか 11 ページでございませぬ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 51 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 52 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 25、議案第 52 号『令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 52 号、令和令和 2 年度東栄医療センター特

別会計補正予算第2号について、10ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出にそれぞれ294万1千円を追加し、予算総額を5億8905万7千円とするものです。第2条、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。予算説明書の36ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費18節備品購入費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のハイリスク者訪問感染事業により公用車を購入するものです。2款1項1目医療用機械器具費18節備品購入費は精算による減額となります。次に歳入の説明をさせていただきます。34ページをご覧ください。5款1項1目一般会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金と病院事業債から過疎債への借り換え分となります。6款1項1目繰越金は、過疎債借入の端数分でございます。8款1項1目病院事業債は、病院事業債から過疎債への借り換えによる減額となります。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第52号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の34ページから37ページでございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第52号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第53号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第26、議案第53号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議(案)の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番、山本典式君

3番（山本典式君）

議案第53号、東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について、東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。令和2年9月4日提出、提出者東栄町議会議員山本典式、賛成者東栄町議会議員伊藤芳孝、東栄町議会議員加藤彰男、東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について、地方自治法第109条により特別委員会を設置し、同法第98条第1項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記、1. 名称、東栄町議会決算特別委員会、2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による、3. 目的、東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う4. 委員の定数、7名。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 53 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 53 号の質疑を打ち切ります。続いて 本案について討論に入ります。討論は
ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 53 号の件を採決いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決するに ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決
議案の提出について』の件は可決されました。

同意案第 5 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 27、同意案第 5 号『東栄町教育委員会委員の任命について』の件を議題とい
たします。執行部の説明を求めます。
（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 5 号、東栄町教育委員会委員の任命について。西谷まゆみ委員の任期満了に伴う
教育委員の任命であり、議会の同意を求めため同意案を提出するものです。住所、東栄町
大字東蘭目字■■■■■■■■■■。氏名、西谷まゆみ。生年月日、昭和 42 年■■月■■日。なお任期
は令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まででございます。よろしくお願ひいたします。

議長（原田安生君）

同意案第 5 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で同意案第5号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。本件に、同意することに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号『東栄町教育委員会委員の任命について』の件は、同意されました。

報告第6号

議長（原田安生君）

次に、日程第28、報告第6号『令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第6号、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして報告させていただきます。1枚めくっていただきたいと思います。1 財政健全化判断比率をご覧ください。赤字額がないものは全てハイフンとさせていただきます。上から3つ目、実質公債費比率9%であります。次にその下の段の2の資金不足比率をご覧ください。簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険東栄病院事業特別会計、いずれも資金不足が生じてないためハイフンとさせていただきます。また次のページには審査意見書が添付してあります。なお、成果報告書の28ページから30ページ。ここで財政健全化判断比率等の推移を載してありますのでまたご確認いただきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

報告第6号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

国民健康保険東栄病院事業特別会計の資金不足比率が書いてありますがこれは医療センターではないという理由を教えてください。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長

総務課長 (内藤敏行君)

報告書の一番下の段の事を言っておるわけですね。委員ご指摘のとおり医療センターの間違いでございます。申し訳ありません。

議長 (原田安生君)

よろしいですか。そのほかございますか。

議長 (原田安生君)

特に無いようですので、以上で質疑を打ち切り、報告第6号を終わります。

----- **委員会付託** -----

議長 (原田安生君)

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおり全て終了いたしました。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました案件を除く19案件につきましては、「決算特別委員会」及び「所管の常任委員会」に付託したいと思います。ただ今から事務局に「付託表」を配布させますので、よろしく願いいたします。

事務局 付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、19案件を「決算特別委員会」及び「所管の常任委員会」に付託することに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願いいたします。

----- **散会** -----

議長 (原田安生君)

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

<散会 13 : 33 >